静岡県	プロスペラ学院外国語専門学校	文化教養関係専門課程　英語科４年制	プロスペラ学院ビジネス専門学校	文化教養関係専門課程　英語科４年制
愛知県	ＨＡＬ名古屋	デジタル専門課程　デジタル映像学科	ＨＡＬ名古屋	デジタル専門課程　ＣＧ映像アニメーション学科
京都府	（専）京都中央看護保健大学校	看護・保健専門課程（統合カリキュラム）　看護保健学科	（専）京都中央看護保健大学校	看護・保健専門課程　看護保健学科
大阪府	大阪府柔道整復師会専門学院	医療専門課程　柔道整復学科	大阪府柔道整復師会専門学校	医療専門課程　柔道整復学科（単位制）
	ＨＡＬ大阪	デジタル専門課程　デジタル映像学科	ＨＡＬ大阪	デジタル専門課程　ＣＧ映像アニメーション学科
兵庫県	日本工科専門学校	工業専門課程　一級自動車工学科	専門学校日本工科大学校	工業専門課程　一級自動車工学科
山口県	山口コ・メディカル学院	医療専門課程　言語聴覚療法学科	山口コ・メディカル学院	医療専門課程　言語聴覚学科
愛媛県	大原簿記公務員専門学校愛媛校	商業実務関係専門課程　税理士科（４年制）	大原簿記公務員専門学校愛媛校	商業実務関係専門課程　会計学科４年制
鹿児島県	原田学園ハイテク専門学校	商業実務専門課程　経営情報学科	鹿児島キャリアデザイン専門学校	商業実務専門課程　経営情報学科

○文部科学省告示第十一号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、平成二十五年三月三十一日をもって廃止されたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年一月二十八日　　文部科学大臣　下村　博文

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
群馬県	専門学校群馬自動車大学校	自動車整備専門課程　一級自動車整備科
	前橋医療福祉専門学校	医療専門課程　言語聴覚学科
	高崎医療技術福祉専門学校	医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科（１部）
		医療専門課程　理学療法学科（２部）
東京都	東京医学柔整専門学校	医療専門課程　柔道整復学科Ｉ
	東洋美術学校	造形専門課程　造形美術科
	日本工学院専門学校	医療専門課程　作業療法学科
長野県	文化学園長野専門学校	教育・社会福祉専門課程　社会福祉高度専門士科
岐阜県	サンビレッジ国際医療福祉専門学校	医療専門課程　作業療法学科（４年制課程）
	岐阜県立国際園芸アカデミー	園芸系専門課程　上級マイスター科
愛知県	名古屋工学院専門学校	工業専門課程　マルチメディア科
大阪府	大阪ハイテクノロジー専門学校	医療専門課程　柔道整復トレーナー学科
		医療専門課程　鍼灸スポーツトレーナー学科
		医療専門課程　臨床工学技士科（４年制・昼間部）
		文化教養専門課程　バイオテクノロジー学科
	大原簿記専門学校大阪校	商業実務専門課程　税理士・公認会計士学科（４年制）
兵庫県	神戸医療福祉専門学校須磨校	医療専門課程　言語聴覚士科
	ハーベスト医療福祉専門学校	医療専門課程　理学療法学科（夜間部）
福岡県	福岡リハビリテーション専門学校	医療専門課程　作業療法学科（夜間部）
沖縄県	専門学校　琉球リハビリテーション学院	医療専門課程　言語聴覚学科

○文部科学省告示第十二号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、平成二十五年四月一日から同条に掲げる要件に適合しなくなったと認めたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年一月二十八日　　文部科学大臣　下村　博文

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
沖縄県	専門学校　琉球リハビリテーション学院	医療専門課程　理学療法学科（昼間部）
		医療専門課程　作業療法学科（昼間部）
		医療専門課程　理学療法学科（夜間部）
		医療専門課程　作業療法学科（夜間部）